



— 議会議員の定数と任期 —

合併すると議員さんは
どうなるの？

新設合併の場合、原則として6市町村の議会議員は合併前日に失職し、合併の日から50日以内に選挙が行われます。(現在の6市町村議員定数96人、新市の法律上の議員定数30人)

議員数がいきなり30人
以下になっちゃうの？

議員の数が急激に変わることがあるために特例として次のものが認められています。

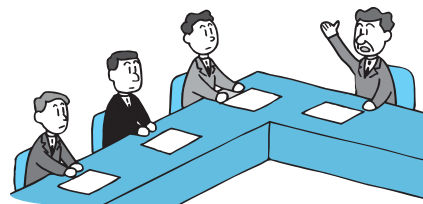
- ①定数特例 合併の日から50日以内に行われる選挙において、地方自治法に基づく定数の2倍(60人)までの定数とすることができる。任期は4年。
- ②在任特例 合併後2年以内に限り、現在の6市町村の議員の任期を延長できる。

なんで特例があるの？

定数特例が設けられた理由は、議員数が急減するため新市発足当初から原則どおりの定数によりがたいことが予想されるためです。

在任特例を設けた理由は、合併協議に取り組んだ議員の身分を保障し、合併をスムーズに行うとともに、新市の初年度の予算を合併前の市町村で審議していることから、合併後も少なくともその決算までを見守る責務があると考えられるからです。

また、在任の期間をどの程度とするかは、全国的には1年から2年の間としているところが多いようです。合併を行政改革という点からとらえると、できる限り短い期間とすべきだという考え方もあります。



市町村の合併担当窓口

協議会を構成する市町村の合併担当窓口は次のとおりです。会議資料や会議録を各市町村の担当課窓口で閲覧することができます。

渋川市 企画部企画課 ☎22-2111(代)	子持村 企画課 ☎22-7726(直通)/24-1211(代)
伊香保町 企画観光課 ☎72-3155(代)	赤城村 企画課 ☎56-9216(直通)/56-2211(代)
小野上村 企画観光課 ☎59-2111(代)	北橋村 企画財政課 ☎52-2102(直通)/52-2111(代)

編集後記

このところ1日ごとに暖かかったり、寒かったり、皆さんも体調を崩さないよう気を付けてください。

そういえば、先日、きれいな虹を見ました。市役所からは、子持村から赤城村を越え北橋村に架かっているように見えました。よく見ると2本あるではないですか!!調べてみると小さくて明るい方を主虹、大きくて暗い方を副虹とって、色の並びが逆なんだそうです。

訳もなく、明るい未来が見えたような気がした一瞬でした。

会議 予定	第3回協議会	平成15年12月25日(木)	午後2時	(渋川プリオパレス)
	第4回協議会	平成16年1月28日(水)	午後2時	(渋川プリオパレス)

※傍聴定員30名 傍聴したい方は直接会場にお越し下さい。開始時刻15分前までに定員を超える希望者がいる場合は、くじにより傍聴者を決定します。